

2017年1月16日

東京地方裁判所 103 法廷

TPP 交渉差止・違憲訴訟 第7回口頭弁論期日 報告



「更新弁論意見」を改めて陳述

2017年1月16日（月）、TPP交渉差止・違憲訴訟の第7回口頭弁論期日が東京地方裁判所103法廷において開かれ、200名近い傍聴希望者が門前集会に集まりました。

前回、第6回の期日では、事前の通知もなく突然裁判長が交代したため、弁護団はこれまでの審理の結果を確認する更新手続きの期日を入れることを要求。次の期日で更新手続きを行った上で、用意していた準備書面などの手続きを進めることになっていました。

これを受け、第7回の口頭弁論期日冒頭は、更新弁論意見書の陳述から始まりました。まず原告代理人の酒田芳人弁護士が、訴訟における原告らの主張の概略を説明。TPPは日本国憲法が定める原告らの人権を侵害することを理由とし、TPPが各国間で署名された以降は「TPP締結の差止め」を求めていること、第24準備書面までの書面を提出し、TPPの交渉および締結によって人権侵害が生じると考えられる点について主張してきたことを述べました。

憲法が、グローバル企業の利益尊重原則に書き換えられる

続いて、岩月浩二弁護士共同代表が、追加的な内容を更新弁論意見で陳述。「TPP の最大の問題は、貿易障壁を理由として、我が国の国内ルール全般を変更させるように作用することであり、TPP によって日本国憲法の基本的人権尊重の原則は、事実上、グローバル企業の経済活動の自由尊重の原則に置き換えられるという、重大な憲法秩序の変容をもたらす」と述べました。

その具体例として、TPP に組み込まれた WTO の SPS（衛生植物検疫措置）協定を挙げ、「人や動植物の健康保護を目的とする輸入制限措置に関するルールを定め輸入制限が認められるのは、有害性を裏付ける十分な科学的証拠がある場合に限り、予防原則は採用されない。TPP では、SPS 協定の履行はより厳格なものになることは確実」と主張しました。

また、外国投資家が期待した利益を得られない場合に、相手国を国際仲裁に訴える特権を認める ISDS 条項によって、「外国投資家は国家を超える存在となる。日本国憲法は国民主権を基本原則としているが、ISDS 条項が発動されるようになれば、外国投資家主権が原則となる」と述べました。

原告の権利は、今まさに蹂躪されつつある

岩月弁護士は、食の安全について、アトピッ子地球の子ネットワーク事務局長の赤城智美原告の準備書面を引用。「日本のアレルギー表示は、国際的にも厳しい基準の表示義務を課しているが、TPP 協定第 8 章『貿易の技術的障害』の小委員会や日米作業部会で改廃を迫られる可能性が高い。食物アレルギーを持つ原告赤城およびその長男の健康に対する権利、安全な食品の提供を受ける権利、人格権としての知る権利が侵害される可能性は極めて高く、違法に深刻な精神的損害を与えている」と主張しました。

また、医療分野については、国立病院機構北海道がんセンター名誉院長の西尾正道原告の準備書面を引用。同原告は、「米国は日本に対して、繰り返し薬価決定制度に圧力をかけてきた。製薬企業は TPP 締結に向けて巨額のロビー活動費を費やしており、TPP 協定第 26 章『透明性及び腐敗防止』などを通して薬価高騰を招く。公的医療保険制度の崩壊という深刻な事態を招くことになる」と指摘しています。「所得格差が医療格差に直結することを意味し、国民の幸福追求権（憲法 13 条）及び生存権（25 条）を直接的に侵害する」と断言しており、「医療従事者としての原告にとって、耐えがたい精神的苦痛をもたらす」と主張しました。

さらに岩月弁護士は、TPP が国会承認されたことを受け、「原告らの法的利益が侵害される

可能性はいっそう切迫したものとなった。TPP が発効しないとしても、非関税措置に関する日米並行 2 国間協議の結果については、被告自身の政策として進めようとしている。米国企業が、規制に関わる各種の審議会において、より直接的影響を及ぼすことが合意されている」ことも指摘。「そうした過程に、国民を代表する国会が関与することはできない。原告らの知る権利や安全な食品の提供を受ける権利等は、今まさに蹂躪されつつある」と述べ、更新弁論意見としました。

被告は誠実に主張・反論を尽くせ

続いて酒田弁護士は、被告が原告らの主張に対して「訴えの利益がない」「被侵害利益がない」などの形式的、抽象的な反論に終始し、具体的な事実関係や問題点の指摘について一切反論していないことに触れ、「被告は誠実に主張反論を尽くすべきだ」と主張。さらに具体的な事実の立証のために、専門家の取り調べや原告らの本人尋問を実施するよう求めました。

また、TPP の締結に必要な手続きをどこまで終えているのか、被告に釈明を求めたところ、被告は、「TPP 協定の締結は、関係する国内法上の手続きを完了した旨を書面で寄託国であるニュージーランドに通報することによって完了するが、TPP 協定に関連する政省令、告示などの整備がされていないため、締結はされていない」（※1）ことを明らかにしました。

※1：日本政府はその後の 1 月 20 日、ニュージーランド政府に対して国内手続きが完了したことを通報した。

秘密性を高めることの合理的な理由を説明せよ

次に、アジア太平洋資料センターの内田聖子氏が原告として準備書面の陳述を行い、秘密交渉の問題を指摘。「WTO 交渉は TPP のような極度の秘密主義ではなかった。以前は教えてくれた情報を、なぜ TPP では教えられないのか。なぜ秘密性を高めなければならないのか。政府は合理的な理由を説明すべきだ」と訴えました。

また、遺伝子組み換えなど食の安全・安心への懸念について、「少しでも危険性がある食べ物を避けたいと思うのは親として当然。危険性のある食べ物の輸入を推進し、規制緩和を加速させる TPP は、私たちの暮らしや主権を脅かす以外の何ものでもない」と述べました。

続いて、政治経済学を専門とする植草一秀氏が、原告として準備書面を陳述。「TPP は、憲

法が保障している生命の自由及び幸福追求に対する国民の権利を根底から覆す危険を伴い、国民主権、国家主権を喪失させる重大な問題を内包する」とし TPP の違憲性、違法性を正しく判断するよう裁判所に要望しました。

特に、ISDS 条項の発動を通じて国内の法規制や制度が改変されることが予想されるものの、TPP 発効時点ではその最終的な姿が特定不可能であることを問題視。「ISDS 条項が司法主権を侵害することは明白であり、憲法第 76 条第 1 項に違反する」と述べました。

規制の整合性、水産業、越境サービス貿易の問題

次に、弁護団が TPP 協定の各章の問題点について陳述。岩月弁護士は第 25 章「規制の整合性」で「規制影響評価の実施」が求められていることについて、「経済活動に対する政府の規制について厳しい制約を課すものになる」と指摘しました。

山田正彦弁護団共同代表は、日本の水産業に及ぼす影響として、「農林水産省の試算によれば、水産業及び関連産業の生産額が減少し、産業に従事する人々の生活が著しく苦しくなる」と述べたほか、漁業への補助金の交付が難しくなる懸念がある点に触れ、「日本の小規模の伝統的な沿岸漁業に影響を及ぼす恐れがある」と指摘しました。

和田聖人弁護士は、第 10 章「越境サービス貿易」について、「日本政府は、保険サービスや教育、士業の資格などを留保として掲げ、『直ちに国内の法律やシステムに変更はない』としているが、ネガティブリスト方式を採用しているため、この留保で足りているかは、全く確認のしようがない。原告らの人格的、経済的な利益を大きく損なう恐れがある」と述べました。

裁判長、弁論を終結。弁護団は「忌避！」

この後、裁判長から訴訟の進行について双方の意見が聞かれ、弁護団からは、被告が TPP 締結にあたって整備するとしている関連する政省令について、具体的な内容を明らかにするよう被告に求めました。一方、被告からは、「判決するのに熟したと考えている。弁論を終結していただきたい」との意見があったのみでした。

裁判長は「進行について合議を行う」として一旦、休廷。再開後、裁判長は「原告らが申し出ている証拠についてはいずれも必要性がないと判断して却下したうえで、審議を尽くしたものとして、これで弁論を終結する」と一気に終結させました。

辻恵弁護士は即座に「忌避（※2）！」と叫び、「今日の経過をちゃんと踏まえるべきだ」（辻弁護士）、「弁論は終結していません！」（田井弁護士）などと求めましたが、時はすで

に遅く、弁論は終結してしまいました。裁判長は、「判決の言い渡し期日については追って指定する」と宣言し、閉廷。傍聴席からは、「ひどいな!」「なんだよ!」などと声が上がり、騒然となりました。

※2：裁判官や裁判所書記官に不公正なことをされる恐れがある場合に、当事者から、職務を執行させないようとの申し立てをすること。

裁判のこの後の流れ（3月末現在）

- 1月14日 第7回口頭弁論期日 終結
- 1月18日 東京地裁に忌避申し立て
- 2月13日 忌避申し立てを却下
- 2月13日 東京高裁に抗告申し立て
- 4月(?) 抗告申し立てを却下
- 4月(?) 東京地裁が判決期日を指定
- 5月(?) 判決言い渡し（予定）

2017年1月16日

東京地方裁判所 103 法廷

TPP 交渉差止・違憲訴訟 第7回口頭弁論期日 記録

※この記録は速記を基に編集しているため、実際の発言とは異なる場合があります。ご了承ください。

1. 開廷

中村さとみ裁判長（以下、裁判長） それでは始めます。まず原告側から従前の口頭弁論の結果を陳述でよろしいですね。

辻恵弁護士（以下、辻） 更新意見を述べます。

裁判長 時間は25分以内で。

2. 更新意見の陳述

<更新弁論意見書（その1）>

酒田芳人弁護士（以下、酒田） 原告らのこれまでの主張の概略について更新意見として述べます。本件訴訟の請求の主旨は、訴訟提起当初は「TPP交渉の差止め」、平成28年2月にTPPが各国間で妥結されて以降は、「TPP締結の差止め」を求めるものです。これらはいずれも、TPPが、日本国憲法が定める原告らの人権を侵害することを理由としています。

これまで原告らは、訴状以下、第24準備書面までを裁判所に提出しており、TPPの交渉および締結によって人権侵害が生じると考えられる主な点について、整理して主張してきました。

原告らがこれまで取り上げてきたTPPの問題点を具体的に上げると、ISD条項、食の安全、医療、農業、政府調達、国有企業、著作権、金融サービス、労働、規制の整合性、水産業、越境サービス貿易などです。

これらに加え、TPPの交渉および締結によって、自らの生活や権利を脅かされる当事者、あるいはTPPによって大きな影響を受ける当該分野の専門家として、原告らは自らが把握している具体的事実やTPPに対する見解について、各準備書面において主張してきました。

これまで述べたものの具体的には、TPPにより日本の国と社会に対する破壊作用やISD条項の問題性について、食物アレルギー表示の現状と食物アレルギーを持つ子どもの親としての懸念について、生活協同組合の観点からTPPに関する情報公開が不足していることや、日本の食の安全、環境、医療等が被る影響に大きな不安があることについて、TPPにより日本政府が膨大な追加予算の出費を余儀なくされることや、日本の農業等の収益性が著しく悪化することについて、薬価の価格決定プロセスが変更されることにより薬価が高騰、高止まりすることの問題性について、農産物の産地表示制度や野菜価格安定基金制度が失われる可能性があることについて、TPP交渉が秘密裏に行われ、情報公開がなされていないことや、遺伝子組み換え作物等に関連して食の安全が脅かされることについて、秘密交渉により締結されるTPPによって日本の公共事業の解体や金融システムの不安定化等の結果等がもたらされることについてなどです。

本更新意見においては、これまで述べた上記の問題点のうち、若干の点について補足して説明を加えるものです。続いて岩月弁護士から。

<更新弁論意見書（その2）>

岩月浩二弁護士共同代表（以下、岩月） 原告代理人の岩月から、弁論の更新にあたって意見を述べます。私からは、日本国憲法の基本原則に関わる二つの原則がTPPによって変容を免れないこと、そのことによって基本的人権が侵害されるということ、それを踏まえ、原告本人の準備書面の中から、食の安全と適正な医療を受ける権利が侵害されるということについて陳述します。

TPP は未だに一般的には関税の問題であるかのように捉えられています。しかし TPP が覆う分野は国民の生活全般に関係し、我が国の国内ルール全体に影響を及ぼすものです。そのインパクトは、国内法体系自体を揺るがすと言っても過言ではありません。

TPP の最大の問題は、貿易に対する障壁を理由として、我が国の国内ルール全般を変更させるように作用することです。このことは、自由貿易を扱う専門分野である国際経済法の標準的な教科書、これ（有斐閣「国際経済法（第2版）」）が2012年版ですが、その中に「国際経済法の規律原理」として記載されていることが端的に物語っています。引用部分は省略しますが、まとめると、国際経済活動の自由を最大限に尊重するということが最も基本的な規律原理であると。国際経済活動の自由の尊重の結果、国境を越えた国際経済活動の主体に対しては公正な競争条件を提供することが求められると言っています。

国際経済法では、非関税障壁の概念が重要になりますが、端的に国際的な経済活動の主体にとって不都合なあらゆる国家の作用を、民間の慣行の放置も含みますが、非関税障壁として攻撃し、撤廃することが国際経済法の目的であり、原理であると教科書に書いてあるわけです。国際的な経済活動の主体とは、第一義的にはグローバル企業にほかなりません。端的に言えば、国際経済法は条約という手段を用いて、グローバル企業本位に世界各国の国内ルールを書き換えようとするものだと言っていると思います。

要するに、今日の自由貿易協定や経済連携協定が求めるのは、グローバル企業、巨大企業の活動の自由のことであり、国際法によってこれが強制される結果、我が国のような条約優位説が確立した国家では、憲法の基本原理を変更することと実質的に同様の結果を招きます。

TPP のような包括的でドラスティックな経済連携協定においては、条約によって国内の憲法原理を変容させることが可能になります。TPP によって日本国憲法の基本的人権尊重の原則は、事実上、グローバル企業の経済活動の自由尊重の原則に置き換えられます。基本的人権の尊重は、わずかに修正原理の末尾に置かれる存在に過ぎなくなるという、重大な憲法秩序の変容をもたらします。

第2に、グローバル企業の利益尊重原則の具体例について述べます。このグローバル企業の利益尊重の原則というのは、生命、健康という個人の尊厳に直結する基本的な価値をどのように統制されるかということを見ておく必要があると思います。これについて、WTO の SPS（衛生植物検疫措置）協定は、人や動植物の健康保護を目的とする輸入制限措置に関するルールを定めています。この SPS 協定では、輸入制限が認められるのは、有害性を裏付ける十分な科学的証拠がある場合に限られています。健康や環境という不可逆的な被害を与える可能性がある場合には、科学的証拠が不十分であっても、そのような被害を防止する措置をとることができるというのが「予防原則」ですが、この予防原則は採用されてい

ません。

この内容は非常識です。大方の国民は、国内で流通する食品は安全性が認められたから流通していると考えていますが、そうではないのです。そのことは、WTOの最初のSPS協定に関する紛争事例である、「ECホルモン牛事件」で確認されています。この事例は、成長ホルモンを使用した牛肉が乳がんを発症させるのではないかという懸念から、成長ホルモンを使用した牛肉の輸入をECが禁止した措置を、米国がWTOの紛争解決機関に提訴した事件です。

この事件で、ECは科学的証拠が不十分であっても、被害発生を防止する措置をとることができるとする予防原則は国際慣習法で確立しているという主張をしましたが、紛争解決機関はECの主張を斥けました。ECの輸入禁止措置は十分な科学的根拠を欠いている、違法であるという判断でした。その結果、予防原則は非常に限定されたものとしてしか通用しない、これが国際経済法の原則になっています。このことは、すでに20年も前に明らかになったものです。

繰り返しますが、こうしたSPS協定の内容は、国民の目から見れば、世界中の国民にとって非常識なものと言わざるをえません。SPS協定の文言は極めて複雑であり、健康保護が優れて重要な価値であるから、160カ国以上の国が承認しているSPS協定によって国民の健康が脅かされることはないとするのは、一見極めて良識的な見方で、しかも国会議員や閣僚ですらそのような理解がありましたが、これは完全な誤解と言うべきです。

TPPはSPS協定の規定を組み込むと明記しています。160カ国を超える国が参加するSPS協定については、その運用は自ずから緩やかなものにならざるをえませんが、加盟国が12カ国に絞られた経済連携協定であるTPPでは、SPS協定の履行はより厳格なものになることは確実です。現に我が国はTPP交渉参加を認められるのと引き換えに、10年以上にわたって維持してきた米国産牛肉の輸入制限を月齢20カ月以上から30カ月以上に緩和するということが起きています。

SPS協定の考え方をそのまま国内法に当てはめれば、経済活動に対する規制は極めて困難になります。多くの場合、科学的根拠が十分でなくても、生じる被害の有害性や不可逆性を考慮に入れて国内規制は行われていると考えられるからです。

こうしてTPPは、国民の生命や健康といった個人の尊厳に直結する重大な基本的人権をよりグローバル企業の利益を尊重するよう、日本国憲法の基本的人権尊重をグローバル企業の利益尊重の原則に置き換えることになります。

第2点に、国民主権の原則の変容について述べます。これは、外国投資家主権、あるいはグローバル企業主権に事実上置き換えられるということです。

第1に、ISD条項があります。期待した利益を得られない場合に、相手国を国際仲裁に付

託する特権を外国投資家に認めるとするのが ISD 条項で、最も論争的なテーマとなっています。この私的な仲裁制度は、期待利益を裏切ったとして外国投資家が国家のあらゆる作用を提訴することを認めるものです。司法作用も例外ではありません。ISD は、端的に言えば、国家の作用を 3 人の民間人の決定に委ねるものです。国権の最高機関である国会が制定する法律すら、その場限りで構成される 3 人の民間人がその是非を決定します。ISD が命じるのは基本的には損害賠償ですが、法律を維持する限りは、同種の賠償が続くことになれば、法律を改廃せざるをえなくなります。

すなわち、外国投資家は国家を超える存在となります。日本国憲法は主権者たる国民を代表する議員で構成される国会を国権の最高機関とし、国民主権の原則を基本原則としていますが、ISD 条項が発動されるようになれば、外国投資家主権が原則となるのです。現に韓国法務省は、超憲法的事態であり、韓国憲法に違反するという結論を米国との間の ISD 条項について出しています。

さらに、統治機構に対する第 2 の問題として、TPP には TPP 委員会の下に 22 に及ぶ各分野の小委員会や作業部会が設置されていることです。TPP は経済連携協定、EPA に分類されているにも関わらず、協定名からは「経済」の文字が抜け落ちました。単に「連携協定」とされたことの意味を考えると、これらの TPP 委員会が条約に基づき設立された機関として、これらの組織が各国の国内制度を変える統治機関になる可能性が高いということです。にも関わらず、TPP 委員会、および各省委員会、作業部会の構成員、組織、所在地などに関する規定はありません。これは、EU が立法、行政、司法に対する明確な常設機関を有するのに比べ、際立った組織性です。

ここで想起されるのは、ISD、3 人の民間人が国会の決定を事実上覆す権限を持つという支配のあり方と、こうした不明確な TPP 委員会、小委員会、作業部会という構成の類似性です。こうした機関の構成は、まさにグローバル企業による私的な支配というものだと言わざるをえません。こうして、TPP は超国家機関として密室の意思決定によって私的に加盟国の規制や制度を左右するということとなります。

以上の通り、国民主権の原則は、TPP によって容易に事実上の投資家主権、グローバル企業主権の原則に置き換えられるのです。

被告人の主張は、各法律が一般的に具体的な利益を保護していないという主張です。しかし、健康や環境の保護を目的とする大半の法令は、具体的利益としてこれを保護するものと記載するのが相当です。

食の安全の問題、適正な医療を受ける権利の問題について、原告の準備書面の中から引用します。

食の安全について、赤城智美原告が食物アレルギーの長男を持つ親として、アトピッ子地

球の子ネットワークの事務局長と専務理事を務める者ですが、第 5 準備書面において、アレルギーの表示義務について、自らの体験に基づいて主張を述べています。

同原告は、日本のアレルギー表示義務が世界に先駆けて導入されたものであり、国際的にも手厳しい基準の表示義務を課していることを明らかにしています。TPP によってこうした表示義務が緩和されることを危惧しています。「科学的根拠を示して貿易障壁ではないことを証明することは、現状では技術的に無理なのです」と述べているのは、衛生植物検疫措置に関して前述した通り、法的に十分に想定される事態です。そして、表示義務の大半は、同原告やその長男のような食物アレルギーを持つ者にとっては、同原告が述べるようにアレルギー成分による食の安全が崩壊することを意味しています。

食の安全については、食品安全基本法、食品衛生法、食品表示法が、いずれも国民の健康の保護を目的として食品を規制しています。これによって、安全な食品の提供を受ける権利、ないし人格権としての知る権利が、具体的な利益として法律上保護された利益であるというべきです。

赤城原告が述べた食品の表示義務との関係で言えば、食品表示法が表示すべき内容を定め、アレルギー、原材料、添加物、栄養成分の量、および熱量、原産地等の表示が義務付けられることになっています。この義務付けられた表示と具体的内容は、何カ月齢、食品統一基準において一括して規制されています。

ここで注目すべきは、食品表示の法的位置付けは、省令ないし規則と同等であって、内閣府限りで改廃が可能であることです。また、数 ppm のレベルで表示されれば表示義務を課すという今の制度は、実は消費者庁の運用によって厳格な規定がされているに過ぎないということです。すなわち、アレルギーの表示義務というのは、行政府レベル、しかも内閣府によって一般原則が定められ、消費者庁によって運用が左右されるというものであり、その変更には、国会における民主的措置は必要とされていないのです。

これを踏まえて TPP を見ますと、TPP には貿易の技術的障害の章で、表示に関する問題を取り上げています。これについては、一層の調和、良き慣行の使用が奨励されています。そのため、国際基準の重要性が確認されています。締約国間で情報交換および技術的討議を行うこと、小委員会を設けて貿易の技術的障害に関する取り組みの実効性を確保することが定められています。

TPP 交渉と並行して行われた日米並行二国間協議では、さらに表示等を含む規格に関する日米作業部会を設けるということが合意されています。

アレルギーの表示義務のような国際基準を超える厳しい表示義務については、TPP 第 8 章の小委員会、もしくは日米並行二国間協議に基づいて設置された日米作業部会において改廃を迫られる可能性が極めて高いと言わざるをえません。従って、食物アレルギーを持つ

原告赤城およびその長男の健康に対する権利、安全な食品の提供を受ける権利、人格権としての知る権利が侵害される可能性は極めて高いのです。

TPP に対して前のめりとなっている被告の姿勢は、同原告に対して根底的な不安を抱かせるものであり、被告は違法に深刻な精神的損害を同原告に与えているものです。

続いて医療分野について述べます。原告、西尾正道は、国立病院機構・北海道がんセンターにおいて長年にわたって医師として勤務し、現在、同センターの名誉院長の職にある医療専門家です。

同原告は、原告第 15 準備書面において、日本の医薬品市場が米穀の製薬企業にとって大きな市場であること、米国は繰り返し日本に対して、薬価決定制度に圧力をかけ「新薬創生加算」が追加され、その後も薬価の高騰につながる圧力をかけ続けていることを指摘しています。製薬企業は TPP 締結に向けて巨額のロビー活動費を費やしており、TPP は「透明性」の章などを通して薬価高騰を招くとしています。

同原告はオプジーボという抗がん剤を挙げています。同薬品は、患者数が 5,000 人に満たないまれな皮膚がんに対する保険適用として患者一人当たり年間約 3,500 万円を要する高価な薬価が認められていましたが、2015 年 12 月に患者数 5 万人以上の肺がんに保険適用が拡大された結果、莫大な薬剤費が公的医療保険を圧迫することが危惧される事態となりました。

同原告は、こうした事態に対応するためには、中医協（中央社会保険医療協議会）による合理的な価格決定が不可欠であるとしています。薬価の改定は 2 年に 1 回が原則であり、オプジーボの次の薬価改定は 2018 年 4 月が予定されていましたが、公的医療保険に対する影響が極めて大きいことから、特例として 2017 年 2 月 1 日から 5 割値下げすることが決定され、さらに 2 年に 1 回という薬価見直しの機会を増加させることが日本国内の閣議で決定されることになりました。

この一連の過程において、米国政府から日本政府宛に薬価見直しの機会を増加させることは市場の予測可能性と透明性に対する深刻な懸念を引き起こすとして抗議がなされています。オプジーボの薬価企業である小野薬品工業は、健康保険制度の維持の必要性に対して理解を示していますが、メルクやファイザー等の米穀製薬企業の利益を代弁する米国政府からの圧力がかけられているという構造にあります。

TPP では「透明性及び腐敗防止」（第 26 章）において、医薬品を保険収載しない「決定により直接影響を受ける申請者」が「独立の審査の手続き」や「決定を行った専門家による実質的な再検討」を受けることができるようにすることを義務づけています（付属書 26-A）。

そのほか、2 国間の文書のなかにもいくつかの事項が定められています。こうした事態のなかで、薬価がさらに高騰していく圧力を受けていく構造がいつそう強くなるとされてい

るのが TPP、さらに 2 国間協議です。

西尾正道原告は、人の健康、長寿に資する科学技術を個別の国家や企業が囲い込むことは許されるべきではないとし、TPP 協定は公的医療保険制度の崩壊という深刻な事態を招くことが明らかであると指摘しています。そして、「所得の格差が、受けられる医療の格差に直結することを意味しており、私たち国民の幸福追求権（憲法 13 条）及び生存権（25 条）を直接的に侵害するものです」と断言しています。医療従事者として、そうした状況を想定することは、同原告にとって耐えがたい精神的苦痛をもたらすものです。

TPP 承認案は、承認ありきの日程が組まれ、非関税障壁に関する議論はほとんどなされなまま強行採決が重ねられ、11 月 10 日に衆議院を通過し、12 月 9 日に参議院本会議で TPP 関連 11 法の改正案とともに可決されました。米国大統領選において 11 月 9 日に TPP 離脱を公約するトランプ氏が当選し、TPP 発効が見通せないなか、あたかも国会承認事態が自己目的であるかのような採決が強行された、極めて異様な国会審議でした。

TPP 承認と合わせて可決された関連法のなかには、著作権法改正案も含まれています。著作権の保護期間を 50 年から 70 年に延長し、非親告罪とする、こうした改正により、他者の思想または感情に触れる機会が減少することは避けられず、これらの改正は商業的利益のために精神的自由を犠牲にするものと言わざるをえません。また、非親告罪化による表現活動の委縮のおそれも解消されてはならず、表現活動に対する過剰な制限が生じる可能性が残されています。

TPP は交渉から署名を経て、国会承認もされました。原告らの法的利益が侵害される可能性はいつそう切迫したものとなっており、TPP の締結行為を差し止める必要性は著しく高まったといえます。

しかも、被告は TPP が発効しないとしても、非関税措置に関する日米並行二国間協議の結果については、被告自身の政策として進めていくと国会で答弁しています。この中には、規制に関わる各種の審議会について、外国の利害関係者に対して審議会の傍聴、出席、意見書を提出する有意義な機会を与えることなどが約束されています。こうした審議会は、まさに食品安全、食品表示、医療など、必然的に規制に関わる多くの分野において、アメリカのグローバル企業が日本の政策により直接的影響を及ぼすことが合意され、日本政府自身の政策として進めていくとしているわけです。

さらに、投資の項では、政府の規制改革会議は、米国の投資家そのほかの利害関係者からの意見および提言を求めることが約束されています。この意見および提言については、関係省庁の回答とともに定期的に規制改革会議に付託することが約束されています。

食の安全や食品表示にしる、医療関係にしる、その内容は技術的な性格を含むことも多いことなどから、法律ではなく省令規則において定められていることが多いのが実態です。

従って、こうした規制改革会議や審議会に対する米国投資家・企業の関与を強めるということは、直接関係省庁に対して米国企業等が影響を及ぼす圧力を高めていくことにほかなりません。しかも、この過程には、国民を代表する国会が関与することはできません。

安全な食品の提供を受ける権利や人格権としての知る権利、等しく適正な医療を受ける権利等は、今まさに蹂躪されつつあるのです。

TPP は憲法の基本原則の変容を伴う深刻な条約であるにもかかわらず、被告は徹底した秘密交渉によって、TPP の内容を秘匿してきました。さらに国会審議については、極めて広範な分野に及ぶ条約であるにもかかわらず、短時間で極めて不十分な審議のまま承認案を可決させました。

そして、被告は報道機関に対しては、あたかも農産物の関税が TPP の問題のすべてであるかのような誤った印象操作を続けてきました。もっとも論争的なテーマである ISD 条項ですら、交渉参加依頼、テレビ報道がなされたことはわずかに 1 回に過ぎない事実は、被告が TPP 報道を統制している事実を示しているものと考えます。

憲法の基本原則に関わり、個人の尊厳の根幹に関わる生存の権利や人格権に関わる重要な事実について報道に干渉し、国民が事実を知ることを妨げた被告の行為は、原告らの知る権利を侵害したものというべきであります。

酒田 今まで述べたこれまでの原告の主張に加えて、今後の審理において求めることについて申し上げたいと思います。

原告らはこれまで述べてきた通り、TPP の交渉および締結の問題点について、広範かつ詳細に主張してきました。しかし、被告は原告らの主張に対し、訴えの利益がないという形式的な主張や、被侵害利益がないなどという一般的、抽象的な反論に終始し、原告らの主張する具体的な事実関係や具体的な制度の問題点の指摘については一切反論していません。TPP が国民生活や社会に与える影響の大きさに照らせば、被告は原告らの提起する問題点に真摯に向き合い、誠実に主張反論を尽くすべきであり、裁判所からも積極的に認否反論を促していただきたいと考えます。

また、原告らがこれまで主張してきた TPP の交渉および締結における問題点のうち、これらによって国民生活および社会にもたらされる影響について詳細かつ理論的な点での立証を行うためには、専門家証言による証言も不可欠です。具体的には、TPP という条約の携帯がはらんでいる法的問題点に関する専門家、農業や医療など TPP によって影響を受ける個別の分野に関する専門家などの取り調べが必要です。

加えて、原告らがこれまで主張してきた TPP の交渉および締結の問題点のうち、特に原告らの被侵害利益に関する具体的事実の立証のためには、原告ら本人尋問を実施する必要が

あります。TPP の交渉および締結により生じる権利侵害の実態について、農家や医療従事者、子どもを持つ親などの立場から、具体的な侵害の実態や強い不安などが、当事者の言葉として具体的に法廷で語られる必要があるということです。なお、原告らのうち数名は、口頭弁論期日における意見陳述や、準備書面の提出および陳述を行っているものの、これらは証拠調べとしてなされたものではありませんから、改めて原告ら本人尋問が行わなければならないということは同然です。

以上に述べた次第ですので、本更新弁論の期日を経たうえで、さらに適切な審理がなされるものを求めるものです。

裁判長 被告は何かご意見ありますか。

被告 特にありません。

裁判長 原告の方から、10月18日付で提出された…。

酒田 準備書面の陳述の段取りをしていただいているかと思うのですが、更新弁論で申し上げたところと関連して、準備書面の陳述にあたって被告に対して釈明を求めたい点があるのですがよろしいですか。

裁判長 どういう点ですか。

酒田 被告は準備書面に提出されたところにもはっきり書かれていますが、いまだ TPP というのは発効もしていないし締結もされてない、国会での関連法の制定もしていないということ的前提にして、準備書面や原告の主張に対する反論を書かれていました。

しかしこの間、我々が準備書面を提出してからの国会審議の動きを見るに、いくつかの関連法の制定はなされているように報道されていますし、その後 TPP の交渉が終わった後の閣議の決定であるとか、TPP の締結に必要な手続きというのは、どこまで終えているのか、終えていないのか。こちらの請求の趣旨では、TPP 交渉の後は、訴えを変更して批准の差し止めを求めている関係で、こちらの請求の趣旨をどこまで維持するべきなのか、できるのかということとの関係で必要な点だと考えていますので、この点について被告から釈明していただきたいと思います。

裁判長 被告はいかがですか。

被告 今のご質問に答えますが、まず TPP 協定の締結については現時点ではなされておられません。TPP 協定の締結は、関係する国内法上の手続きを完了した旨を書面で寄託国であるニュージーランドに通報することによって完了するところ、TPP 協定に関連する政省令、告示などの整備がされていないので、締結はされていないということです。

裁判長 先ほどの求釈明については調書に記載することになりますでしょうか。

酒田 お願いします。

被告 正確を期すために書面を出しましょうか。

辻 書面を出してください。

被告 そちらも求釈明を書面でください。

辻 はい。つまり、国内手続きとして国としてやるべきことはどこまで進んでいるのかということについて段階を追って、例えば閣議決定がなされた、天皇の認証がなされた、ニュージーランドに寄託がなされた等の一連の手続きについて、そして何が寄託されたのかということについて、現段階で明らかになっていません。例えば、我々が請求の趣旨第 1 項で述べている、批准を差し止めよということとの関連で重要な事実なので、私たちはそれを具体的に書面で提出しますので、お答えいただきたい。

裁判長 原告が請求で求めているのは、被告は締結してはならないということですね。それに対して、被告は現時点では締結はされていないということを仰られたと。具体的な内容についてはさらに書面が出されるということですか。

被告 締結手続きについて、先ほど申し上げた通りですので、口頭弁論調書にとっていただいて構いません。

裁判長 もう一度お願いします。

被告 寄託者であるニュージーランドに対して、関係する国内法上の手続きを完了した旨

を書面によって通報することにより、締結の手続きが完了するところ、現時点においてこの手続きはされていないというのが、被告の回答になります。

岩月 関連する国内法上の手続きの中に、批准の閣議決定、批准書の天皇による認証などがあるかと思いますが、批准の閣議決定も未だになされていない、そしてその理由は関連する国内政省令の整備が未整理であるからという主旨で受け取ってよろしいのか。

被告 今の質問について回答しますと、TPP協定の締結は批准の形式ではなく、寄託の形式によりますので、天皇による批准の認証という手続きはなく、関係する国内法上の手続きが完了した旨を書面によって寄託者に通報することによって完了します。関連する条文としては、TPP協定の第30.5条「効力発生」というところに、同じ旨の規定があります。

岩月 ニュージーランドに通報するにあたっての閣議決定は必要ないのでしょうか。

被告 今の点については、この場で直ちに回答することはできません。

岩月 書面で後日明らかにしていただくことはできませんか。

裁判長 原告側は、その点についても釈明が必要だということであれば、書面ですと、それに対して書面で答えていただくということになるかと思いますが。ですので、今日の時点での口頭で求釈明と釈明がなされた点については、被告から回答された通りで記載するというところでよろしいですか。

裁判長 では、先日出していただいている準備書面の陳述ということでもよろしいでしょうか。原告側から第19準備書面、第22準備書面、第23準備書面、第24準備書面、これらが原告代理人から、それから原告内田さんからの第20準備書面、原告植草さんからの第21準備書面をそれぞれ陳述、あと原告らの10月18日付の求釈明申立書も陳述ということでもよろしいでしょうか。では口頭でされるということですか。お願いします。

3. 準備書面の陳述

<原告第20準備書面>

内田聖子 私はアジア太平洋資料センターというNPO法人で働いている内田聖子と申します。私の組織は、南と北の人たちが対等、平等に生きることができる、オルタナティブな

社会をつくることをめざし、特に近年はグローバル経済、金融や投資、貿易等の連携に関してコンサルティングや政策提言を行っています。

私自身は、日本が TPP 交渉に参加する以前の 2010 年 12 月ごろから、この協定が持つ問題と日本への影響の大きさから、その問題点を国内外の市民社会の人たちとともに訴えてきました。これは国際 NGO の一員として、また私個人は 3 歳の子どもを持つ母親としてこの問題に懸念を抱いて活動しております。

TPP は批准されてしまいました。詳細な手続きはまだということでしたが、8,000 ページ以上にも上る協定の全容や問題点は今も十分に明らかにされていないと強く感じています。今日は秘密交渉の問題について最初に述べさせていただきたいと思いますが、明らかにされていない大きな理由の一つもこの秘密交渉だと思っています。

2010 年に民主党の菅直人首相（当時）が交渉に参加の意向を示した際、多くのマスメディアは平成の開国とかグローバル化のバスに乗り遅れるなどと言って、交渉参加を促すような報道をしていました。しかし、肝心の協定の内容やどういう国がどういう意図を持って交渉に参加しているのか、そして日本にとってのメリット・デメリットにはほとんど触れられず、農産物の関税は撤廃されて消費者は得をする、あるいは自動車等の工業品の輸出が増えるという単純な話に終始していました。

しかし、後にわかりますが、TPP 交渉は日本がこれまで締結したあらゆる貿易協定と比較しても、類がないほどの秘密性を持っています。これは国民や市民社会からすれば異常な協定です。参加国が交渉に参加する際には、保秘契約書と言われる文書を他の参加国と締結しなければならず、日本も 2013 年 7 月、マレーシアのコタキナバルで参加した際にこの契約書にサインしています。

しかし、この保秘契約書自体も秘密であるために、国民はもちろん、国会議員の人も、この文書自体が開示されていません。ですから私たちは何が秘密保持の対象であり、違反した際にはどうなるのかという基本的事実さえ知ることができません。この保秘契約書については、ニュージーランドの外務省が文書のひな形とされる文書を公開していますが、そこから若干の推測をすることができます。それによれば、「交渉の過程に関する内容は、協定発効後も 4 年間は秘密にしなければならない」とされています。

2006 年に 4 カ国で交渉が始まり、2010 年に米国が参加した TPP 協定は膨大な交渉経過を要した文書があると思いますし、特に私たちにとっては日本が参加して以降の交渉内容に重要な意味があります。

しかしながら、2016 年 4 月の国会答弁において森山農水大臣（当時）は、「聖域 5 品目のうち無傷だったものはゼロ」と答弁しました。その一方で、野党が求めた当時の大臣である甘利 TPP 担当大臣とアメリカ通商代表部のフロマン代表との交渉経過を記載した文書の

開示請求については、すべてが真っ黒塗りの文書を出して、石原 TPP 担当大臣の答弁も、「外交上の秘密なのでお答えできない」という答弁に終始していました。

農産物の関税を含めて、すでに出されている国会決議にも違反した結果、そして実際にどんな打撃を受けるのか明らかになった結果です。これについて、保秘契約があるからといって一切説明しないというのは、我々の知る権利に加えて、私たち国民の実益にも関する重大な問題だと考えています。

一般的に貿易交渉については、例えば軍事・外交上の重大機密事項のような内容が含まれているとは考えられません。実際に、過去の交渉においては、例えば WTO 交渉は TPP ほどの秘密主義ではありませんでした。我々 NGO を含めて、農業団体や環境団体等、様々な人たちが WTO 交渉の際には、政府からある程度の交渉内容を説明され開示され、実際、交渉会合の現場に行きましたが、当時の政府の交渉官は私たち諸団体との間で、「今交渉はこのようになっている」「相手の国はこういう交渉をしている」などの交渉に関わる情報を何の問題もなく説明してくださっていました。

私自身、TPP 交渉の現場にも何度も足を運び、海外の NGO や団体とともに情報収集を行ってきましたが、TPP 交渉の中では、WTO の時に得られたような普通にやれる説明というのはほとんどありません。形式的に日本の商工会向けの説明会というのにはありましたが、ここでは交渉の概要がごく限られた時間与えられるのみで、具体的な説明は一切ありませんでした。同席していた農業団体の方は、「せっかくここまで来たのに、こんなに何も教えてもらえないなんて。WTO の時はこのようなことはなかったのに」と強く怒っておられました。

国民の生活全般に影響が及ぶ貿易協定について、ここまで秘密にする理由はないと思います。2015 年 3 月、国会において野党議員がこういう質問をしました。TPP のように秘密保持契約に日本がサインしたような交渉は過去にあったのか、という質問でした。これに対して外務省の齋木尚子経済局長は「TPP 以外に例はない」と明言しております。

経験的に述べたように、WTO 以降の貿易交渉については、多くの交渉において TPP のような極度の秘密主義が貫かれております。以前は教えてくれた情報を、なぜ TPP の中で教えられないのか。どうしてかつてよりも秘密性を高めなければならないのか。その合理的な理由を政府は国民に説明すべきです。そうでない限り、少なくとも過去の貿易協定と同じレベルの情報公開と説明責任を求めることは、私たち国民からすれば当然の権利です。

政府の情報公開そのものも非常に不十分だと痛感しています。交渉が合意に達した 2015 年 10 月以降、一度だけ政府による一般の国民に開かれた説明会が開催されましたが、11 月 4 日の協定文の公開以降、日本政府は一度も私たち市民が参加できる公開の説明会を開催しないまま今日に至っています。

少なくとも他国は逆で、交渉が妥結して協定文が公開されて以降、国民への公聴会やパブ

リックコメントを開催している国がいくつかあります。

こういう状態のまま国会の批准がなされてしまったということは、非常に重大な問題を持っていますし、先の国会でもすでに日本政府は 2015 年、2016 年度の間に、TPP 対策予算として 1 兆 2 千億円近くの予算をすでに執行しています。情報公開が不十分であるにもかかわらず、そして批准する前、まして発効もしていない段階でこれだけの対策予算がすでに使われているということは、原資は国民の税金ですから、私は国民として許すことができないと思っています。

裁判長 全体で 30 分の間でやっていただきたい。

内田 わかりました。特に強調したい点として、私は食の安全・安心ということを書面に書きましたが、一言で言えば、遺伝子組み換えなどの健康にとって有害である可能性が高いものを国の責任で制限していく、表示を義務化していく、国民の健康や環境、人権を守るために作られている法律や規制がグローバル企業の利益の追求のためにとことん緩和されていくということに強い懸念を抱いています。

そして TPP が発効した後も自由化に向けてさらなる追加交渉が行われていく、私はこれを TPP は自由化に向けたエンドレスゲームと呼びますが、こうしたことも私たち消費者にとっては非常に大きな懸念です。さらに言えば、ISD など企業に有利なルールによって国が定める法令や規制、ルールというものが侵害され、後退していくということに強い懸念を持っています。

遺伝子組み換えで言えば、すでに国連等の機関が非常に問題であるという指摘がなされていますし、2015 年 3 月 20 日には、WHO の外部研究機関である国際がん研究機関が遺伝子組み換え作物を生産する際に使用するラウンドアップ、その主成分であるグリホサートを発がん性の 2A グループに指定しています。2A というのは、動物実験での発がん性が確認され、人への発がん性はデータが不十分ということで立証されていない、しかし恐らく発がん性があるものという定義です。こうしたことに対して、まさにアメリカ国内でも非常に多くの母親たち市民たちが反対をしている最中です。こうした流れに TPP は非常に逆行しているという事実を指摘したいと思います。

今後、科学的な研究がさらに積み重ねられ、因果関係が明確になることを期待しますが、私たちは今すでに遺伝子組み換えを食べているという状態です。特に子どもたちにとっては非常に重大な危険があると思っています。少しでも危険性がある食べ物については可能な限り避けたいと思うのが親として大人として当然です。そうした親の意思を法律や規制によって保障する責任が政府にはあります。私たちには危険性のあるものを避ける権利が

あります。遺伝子組み換えを始め、危険性のある食べ物の輸入を推進し、また規制緩和を加速させていく TPP は私たちの暮らしや主権を脅かす以外の何ものでもありません。

日本での批准は一旦進んでしまいましたが、まだ止められると思っていますが、日本でももちろん、どの国においてもこのような大企業優先のルールを認めてはならないと強く思います。

<原告第 21 準備書面>

植草一秀 私は元大学教授で政治経済学の諸問題ならびに経済政策論、金融論に関する研究を続けて参りました。政治経済問題を考察する際に常に意識していることは、社会を構成するすべての個人の幸福を実現するための諸制度、諸規制、政治はいかなる方法によって運用されるべきであるかという視点です。

日本国憲法は基本的人権として、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障し、また政府に対して、生命の自由及び幸福の追求に対する国民の権利として、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とすることを定めています。すべての個人が個人として尊重され、基本的人権が全うされるとともに、等しく恐怖と欠乏から免かれ、平和の上に生存する権利が十分に守られなければならないと考えます。

今般の裁判事案である TPP は、憲法が保障している生命の自由及び幸福追求に対する国民の権利を根底から覆す明白な危険を伴うものであるとともに、国民並びに国家の主権を喪失させる重大な問題を内包するものです。裁判所におかれましては、TPP が日本国憲法の規定に違反することは明白でありますので、憲法第 98 条が定めているところの、憲法の条文に反する法律、命令、詔勅、及び国務に関するその他の行為の全部または一部は、その効力を有しない」という規定を適正に適用し、TPP の違憲性、違法性を正しく判断していただきたいと思えます。

TPP の構造上の問題は 3 点あると考えます。第 1 は TPP の全体像並びに TPP がもたらす結果が、TPP 発効時点において不明確であること、第 2 は TPP の細目決定に至る過程が隠蔽されていること、第 3 は TPP に規定されている ISDS 条項によって、日本国並びに日本国民の主権が失われることです。

第 1 の TPP の全体像が TPP 発効時点において不明確であるという問題点の原因は、第 3 の問題点である ISDS 条項にあります。TPP の核心は ISDS 条項にあり、日本の諸制度、諸規制は、長い年月が経過する過程で ISDS 条項が発動することを通じて改変されることが予想されます。TPP についての国民理解が進まない理由の一端は、TPP が発効することによって最終的に到達する諸制度、諸規制の姿が今後活用される ISDS 条項によって大きく変化しうるために、TPP 発効時点では特定不可能であることも強く影響しています。

そして、ISDS 条項の発動をめぐる紛争事案の仲裁が、日本の裁判所によらず、国際仲裁裁判所に委ねられ、しかもこの仲裁裁判所の判断に対して、日本国も日本国民もいかなる抵抗もできないこととされています。ISDS 条項によって司法主権が侵害されることは明白です。司法主権の侵害は、日本国憲法第 76 条第 1 項に違反しており、その面でも TPP の違憲性は明白と言わざるを得ません。

また、第 2 の問題点である交渉過程にかかる情報の隠蔽が国民の知る権利が侵害することも重大であり、この点についての憲法違反の判断が示されることも必要であると考えます。

前述の憲法違反の問題が重大であることは言うまでもありませんが、現実には日本が TPP に参加し、TPP が発効してしまうまでに、現実には予想される事態についてこれを予測し、その事態がどのような問題をもたらすのかについて、予め検証することも必要です。日本の TPP 参加によって利益を拡大しようとしている資本、いわゆる多国籍企業の狙いについての各種情報を総合的に判断すると、とりわけ重大な変化が生じる分野並びに事項を 7 点列挙することができます。

1、国内農業の崩壊、2、食の安全・安心の崩壊、3、公的保健医療の著しい劣化、4、労働者の賃金、その他の処遇の悪化、5、各種共済事業、組合活動の崩壊、6、政府調達分野における国内零細事業者の破綻、7、金融システム不安な急激な拡大です。

予測される具体的な状況としては、1、国内の主要農業が破綻し、新規参入の巨大資本による農業だけが存続する状況に陥り、地産地消は崩壊し、主食の食糧自給体制が全面的に崩壊する、2、食の安全・安心にかかる諸規制、諸制度がほぼ全面的に米国制度に準拠させられることになる、3、混合診療が全面解禁され、公的保険がカバーする医療行為が質・量の両面で著しく劣化する、4、労働関連規制の緩和・撤廃により労働者の賃金その他の処遇が著しく悪化する、5、各種共済事業並びに組合活動組織が解体に追い込まれる、6、公共事業などの事業主体など地方の中小零細事業者が多国籍企業との過当競争に直面して破綻に追い込まれる、7、金融規制の変更により、金融システムの安定性を確保するための政策対応が事実上執行できなくなり、金融システムの不安定性が劇的に上昇することを指摘できます。

詳細の説明は時間の関係で割愛しますが、TPP は日本の主権者である国民にとって計り知れない損失を与えるものであるとともに、日本国憲法の諸規定に違反するものですので、裁判所におかれましては、法の番人としての役割を誠実に果たし、憲法違反の判断を示していただくよう、強く要望します。

<原告第 22 準備書面（規制の整合性の章について）>

岩月 規制の整合性の章については、任意である（聞き取れず）紛争解決制度を適用しな

いことについて比較的早期に妥結していますが、規制というものを尺度として国政全般を横断的に規制できるというような制度は、かつての自由貿易協定、経済連携協定にはなかったものです。1点、その中で、一体何がうたわれているかということだけを確認しておきたいと思います。

規制に関する中核的な良い慣行として、規制影響評価の実施を求めています。規制影響評価は、規制の必要性を評価する、可能な限り数量化された費用・利益の検討を含む代替案を検討する、選択した代替案が効率的に政策目的を達成すると結論づけた根拠を説明する、関連する最善の科学的、技術的、経済的情報を利用することを求めています。憲法学における表現の自由の規制について最も厳しい制約を課すといわれている学説に「より制限的でない他の選びうる手段」というものがありますが、規制影響評価が求める内容というのは、まさにこの「より表現の自由を尊重しなさい」という最もラジカルな立場以上に厳密なものとなっていることから、TPPの目的が非関税障壁の撤廃であり、国際的に経済活動の尊重を第一に求めるということからすれば、規制影響評価は経済活動に対する政府の規制について厳しい制約を課すものになります。

遡れば、レーガン、サッチャー政権によって採用された規制影響評価であり、世界的に規制緩和に向けて新自由主義改革の一環として採用されたということが言えます。これによって、今日の口頭弁論期日に出ている各種の規制が評価されているということが避けられないということを主張します。

<原告第23準備書面（TPPが水産業に及ぼす影響）>

山田正彦弁護士共同代表（以下、山田） 今まで農業については述べてきましたが、私からは漁業について述べます。TPP協定では、水産業を独立の章として規定することはしていませんが、いくつかの章に日本の水産業に影響を及ぼす規定があります。

まず、水産業及び関連産業の生産額は著しく減少します。水産業の関税は徐々に引き下げられ、今までにも関税はどんどん引き下げられており、ノルウェー、チリ、ベトナム、中国、韓国などから大量の水産物が輸入され、日本はかつて水産大国でしたが、今は60%程度の自給率しかありません。これが維持できたのは、農業におけるセーフガードと同じように、IQ制度によって主な魚であるアジ、サバ、イカなどにある程度の輸入枠を定めて、それ以上の輸入を禁止していたためですが、このIQ制度は撤廃されました。

農林水産省の試算では、関税率が10%以上のもので国内生産額が10億円以上の13品目（主要魚介類）について関税撤廃された場合、生産減少額は4200億円に上るとされています。それだけでなく、関連産業の生産減少額は4900億円、雇用の損失は10万3000人と試算されています。したがって、水産業及び関連産業の生産額が減少するで、産業に従事する人々

の生活が著しく苦しくなることを意味しています。

さらに、日本はこれまで、漁港の整備や漁船に関する建造資金の補助、低利での融資などの補助金を出してきました。平成 27 年度の水産基盤整備事業の予算は約 721 億円を計上しています。

しかし、TPP 協定第 20 章「環境」第 16 条 5 項では、「締約国は、濫獲及び過剰な漁獲能力を防止し、並びに濫獲された資源の回復を促進するために立案される漁業管理のための制度の実施には、濫獲及び過剰な漁獲能力に寄与する全ての補助金の規制、削減及び最終的な撤廃を含めなければならないことを認める。このため、いずれ補助金及び相殺措置に関する第 1 条 1 に規定する補助金であって、補助金及び相殺措置に関する規定第 2 条に規定する特定性を有する者のうち次のものを交付し、又は維持してはならない」と規定されています。

また、同条同項の注 2 において、「ある魚類資源の水準が、最大持続生産量を実現する水準又は入手可能な最良の科学的根拠に基づく代替的な基準値に当該魚類資源を回復させることを可能にするために漁獲量を資源する必要が生ずる程度にまで低い場合」が「濫獲」に当たると規定されています。「最大持続生産量を維持する」ということになれば、日本におけるアジ、サバ、イカ、サケなどの代表的な魚種全てが濫獲だと判断されることになってしまう恐れがあります。

例えば、マグロなどでは南太平洋海域における資源保護機構がありますが、そうした国際的な魚類資源の管理を決めていくものと思われませんが、さらにその上に来るのが TPP の小委員会であり、アメリカやオーストラリア、ニュージーランド、カナダなどが日本の小規模の伝統的な沿岸漁業に影響を及ぼす恐れがあります。

日本では、江戸時代から、集落ごとに前浜の入会漁業権が慣行として認められてきました。また、戦後には、法律によって、各地の漁業協同組合が、前浜 1000～2000 メートルの間の共同漁業権を認められてきました。

TPP 協定附属書Ⅱ「投資・サービスに関する留保（包括的留保）」の日本国の表に、「日本国は、領海、内水、排他的経済水域、及び大陸棚における漁業への投資又はこれらの漁業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する」とあります。続けて、「『漁業』とは、水産資源の採取及び養殖の事業を言い、漁業に関連する次のサービスを含む」として集魚などを挙げて定義しています。しかし、ここで留保されているのは、「漁業」ではなく、「漁業への投資又は漁業に係るサービスの提供」に過ぎません。そのため、漁業には TPP 協定第 10 章「国境を越えるサービスの貿易」の規定が適用されることとなります。

したがって、これまで領海や排他的経済水域で、日本が独占的に行うことができた遠洋ま

き網、底引き漁業、養殖漁業、定置網漁業も、すべて TPP 加盟国に開放されます。その結果、外資系水産会社が漁業権に入札できるようになり、日本の水産資源が枯渇してしまう恐れがあります。

<原告第 24 準備書面（TPP が越境サービス貿易に与える影響）>

和田聖人弁護士 本準備書面では、TPP が我が国の越境サービス貿易に与える影響について、TPP 協定第 10 章「越境サービス貿易」を踏まえて、訴状に補充して主張します。

日本政府は本章において、保険サービスや教育、土業の資格などを「留保」として掲げ、内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセスなどの適用外としており、また被告も、この結果、これらについて直ちに国内の法律やシステムに変更はありませんと広報しています。

しかし、この「留保」で足りているかは、TPP が締結後 4 年間の秘密条項が課せられていることと相まって、全く確認のしようがありません。この点が、ネガティブリスト方式を採用している大きな問題点と言えらると思います。

さらに、附属書 I に書かれているサービス業種は、締約国は同措置の中身を将来的に、貿易制約型に変更することができないスタンド・スチル（別名ラチェット）条項が適用されているため、将来、これらのサービス業種について、現時点では予期できない規制の必要性が生じたとしても、規制することができなくなっています。

加えて、附属書 I と II を比較すると、附属書 I の留保の方がはるかに多くなっており、将来の規制が可能な附属書 II の留保は、わずか 9 業種に過ぎません。

さらに、TPP は、将来的に規制緩和・撤廃の見直し協定が盛り込まれていることによる「生きた協定」であり、加えて、本章中に外国人の意見聴取などの機会が保証されていることも併せて考慮すると、今後留保が外されたり、国内法が変えられる可能性は十分懸念されます。

このように、越境サービス貿易については、TPP のテキストの一部が公開されただけでは、現状でさえ、それが何を意味しているのかが全く国民に知らされていないという点が重大な問題点であり、それは、将来的に不断に規制緩和・撤廃されることが予定されている点も相まって、原告らの人格的、経済的な利益を大きく損なうことは必至であると言えます。

裁判長 では、被告の方から準備書面のほか、求釈明に対する回答書、これらを陳述ということによろしいですか。

被告 いずれも陳述します。

裁判長 それから原告の方から出していただいている書証の甲 B3～60 が提出ということでよろしいですか。原告の方から 10 月 18 日付で調査属託申立書と証拠申出書が提出されています。これに対する被告の意見書が 11 月 8 日付でそれぞれ出されているということで、意見はご記載の通りですね。

被告 はい。

裁判長 それに対して原告から何かありますか。

辻 調査属託の申し立てについてご回答いただいて、必要ないとはありますが、今日の批准をめぐる進行の手続きがどうなっているのかということについて、関係する法令の整理、手続きができていないから通告もまだだという話でした。それに関連して、先ほどのやりとりで確認したように、私どもから質問の書面を出させていただいて、それに対してご回答いただけるということでしたので、この調査属託で申し立てた内容に重なりますので、一旦、この調査属託は留保させていただき、改めて整理した内容で被告側に質問したいと考えます。

裁判長 質問されたいことというのは、先ほどは通報について閣議決定を要するかという点だったと思いますが。

辻 もう少し整理させていただいて、関連する法令の整理、手続きがまだ終わっていないので通報していないというお話だったと思うのですが、それがどういう手続きが進む進捗状況の中で、今どの段階にあるのかということを確認させていただきたいということと、関連する法令を整備するというのがどういう内容を考えておられるのかということについて、質問したいと考えています。この調査属託の申立書の 1 項では、関係する法令の内容を全部明らかにすると申し立てていますので、申し立て内容がかぶっていますので、改めて整理して質問させていただきたいと思います。

被告 先ほどの話と違うと理解しています。通報に至るまでの段階のどこにあるのかという話と従前申し立てられている調査属託の内容は重ならないと理解していますので、求釈明をすれば調査属託でまとめた内容について被告が回答すると理解されているのであれば、それは誤りです。具体的には、そちらから出された書面を見て、回答の用意を含めて検討させていただきます。

辻 それはそちらの主張だから、こちらはこちらとして質問内容を整理して提出します。

山田 関連法案も成立しましたが、関連法案を提出する前に労働三法の改正を政府で準備し、国有事業、政府調達で水道事業の改定も準備していると報道されています。どこまで日本は国内の制度を変えるのが重要になります。その範囲について、改めて調査属託で申し立てたいと思います。

裁判長 原告は追加的に出すのは調査属託の申し立てですか、求釈明ですか。

辻 そこは整理します。

裁判長 内容としては、先ほど口頭でおっしゃった内容ですか。

辻 はい。

裁判長 従前、原告側の方でいつまでに出していただくのかお決めいただきたいということをお願いしております、それが今回の期日ということでしたので、出していただくべきものは全て出していただきたいということを考えていたわけですが、原告は出すことができなかったということですか。

辻 それはどういう趣旨ですか。今日の求釈明も書面で事前に出していただきたかったということをおっしゃっているんですか。

裁判長 はい。

辻 前回はほぼ12月に成立して、という経過がありましたので、今回、更新手続きが終わった後、審理を続けると私どもは理解していましたので、更新手続きが終わった段階で求釈明させていただいたという理解でした。裁判長は事前に出せたんじゃないかということは承りますが、齟齬があると思いますので、改めて手続きをとらせていただきたいと思います。

裁判長 被告側は訴訟の進行についてはどういう意見でしょうか。

被告 前回の期日でも申し上げた通り、判決するのに熟したと考えますので、前回終結していただきかけたところではありますが、今回をもって終結していただけるのであれば、終結していただきたいと思います。求釈明について冒頭で回答しましたが、書面のやり取りによって今後、期日を重ねるといったことは必要ないのではないかと考えます。できれば今日結審していただきたいと思います。

先ほどお尋ねしたかったのですが、締結に至るまでの段階がどこにあるのかということをご参考に尋ねていただいて、訴訟の中でどういうことをお考えなのでしょうか。回答するかどうかの判断になりますので。

辻 例えば請求趣旨の1項を維持するかどうかなどに関わってくると思います。

三雲崇正弁護士 被告の反論を読んでいますと、TPP協定を踏まえた我が国の国内法の改正、施行等も行われていないのであって、原告らの権利義務または法律関係に何らかの影響を及ぼすような法規範は存在しないという答弁を出しています。権利侵害の切迫性というものがある程度に達しているのかということは、当然判断に影響するのではないかと思います。現在、国内においては国会を通過しています。その後、政省令の改正等も行う予定がある、それがどのように行われるのか、どの範囲で行われるのかということは、当然、原告の権利がどの範囲に影響するのかということについての大きな検討要素になります。その点を明らかにしたいということです。

被告 辻先生がおっしゃった最初の点ですが、請求を維持するかどうかということをお考えということですが、変更を含めてという趣旨ですか。

辻 1項の取り下げだけでなく、変更かどうかということですか。それは弁護団で検討しておりますので、現時点では明確にはお答えできません。

裁判長 一旦休廷して、進行について合議します。

(休廷)

裁判長 再開します。双方のご意見を伺いましたので、裁判所としては原告らが申し出ている証拠についてはいずれも必要性がないと判断して却下したうえで、審議を尽くしたも

のとして、これで弁論を終結します。

辻 忌避！

裁判長 その点については書面を出されるということになりますでしょうか。

辻 それは法律でそうなっていますから出しますけど。

裁判長 ではその点については…。

辻 それはないんじゃないですか。先ほどの判断についてお答えになられて…。

裁判長 では、判決の言い渡し期日については追って指定するということになりますので、お願いします。

山田 先ほど、求釈明について被告が書面を出すと言って、こちらも書面を出す、となればもう1期日入れないとおかしいんじゃないか。

裁判長 審議を尽くしたということで弁論を終結したいと思います。

辻 いやいや、今日の経過をちゃんと踏まえてくださいよ。人間としての常識ですよ。

裁判長 では、これで。

田井勝弁護士 忌避していますから、弁論は終結していませんよ、これは！

傍聴席から (ひどいな！) (なんだよ！) (場内騒然)

以上